

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 現状と課題

(1) 廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



<明らかになった課題>

- ①許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- ②電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2) 雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



<明らかになった課題>

- こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要

2. 改正法の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

①許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等）

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者等**が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずること**等ができることとする。

②マニフェスト制度の強化（第12条の5）

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付けること**とする。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け（第17条の2）

○人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の**有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）**について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への**届出、処理基準の遵守等の義務付け**
- ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置を講ずる。

(3) その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。（第12条の7）

施行期日 2(1)②以外：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
2(1)②：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日